



本会では、県内3会場(1/24(火)秋田市、1/27(金)大館市、2/1(水)横手市)において、「監事監査の実務について～監査業務と税制改正のポイント～」をテーマに監事講習会を開催しました。講師の宇佐見康伸税理士からは、監事の役割や監査基準、監査計画等の解説があり、会計監査チェックシートを使い、①毎月試算表が作成されているか②監査日現在の現金残高はいくらか③回収不能とみられる売掛金はいくらか等、項目ごとに詳細な説明が行われました。

会計監査の着眼点については、以下のとおりです。また、昨年12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正についても解説が行われました。

◆会計監査のポイント

監査期間について

監査期間の4週間は、監査に十分な時間をかけて行うために、中小企業等協同組合法を明確に規定されたものです。そのため、定款等で短縮することはできません。ただし、監査が終了した時点で監査期間は終了します。例えば、監査が1日で終了し、監事から監査報告書が提出されれば、「4週間」が「1日」に短縮されたこととなります。

会計監査手続

会計監査は、組合の育成や発展を目標とし、組合会計の公正・妥当性を確保するもので、誰が見ても分かるような会計処理が行われていることがポイントです。財務諸表の真実性はもちろん、会計手続の適正化も監査対象になるべきで、証憑等の突合せ、閲覧、通査等の一般監査技術と実査、立会、確認等による個別監査技術に区分されますが、対象組合の実情や監査実施者の能力、実施の時期などを勘案して慎重に決定することが必要です。

証憑等の突合せ

証憑について、内容が真実なものであるか適正なものか、計算が正確であるか、日付や宛名が適正か、責任の承認の下に処理されたものであるか等を確認します。さらに証憑と伝票との照合、伝票から帳簿への転記の照合や総勘定元帳との照合を行います。

実 査

資産等の実在性及び数量を確認するため直接、物理的に棚卸調査をして実在を確認するもので、現金、手形、預金証書等を対象に行います。現金については、監査日現在の実在高を確認します。預金等については、残高証明書で突き合わせをするとともに、通帳・預金証書等についても直接確認を行いません。

平成24年度 本会通常総会開催(予定日)のご案内

○日 時 平成24年6月5日(火)

○場 所 秋田市「秋田キャスルホテル」(秋田市中通一丁目3-5)

※ 正式には、4月以降に開催される理事会で決定されます。

※ 本会では毎年通常総会において、組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められる**功労者**並びに**組合専従優秀職員**に対し、それぞれ表彰状を授与し、その功績を称えております。後日、会員組合の皆様にご案内文書をお送りしますので、是非、該当される組合関係者の方をご推薦下さるようお願い致します。表彰基準等詳細については本会総務企画課(☎018-863-8701)までお問い合わせ下さい。